

J S A F 外洋東海選挙規則

(総 則)

第 1 条 本会の会則第 17 条第 1 項及び第 29 条の規定に基づく、常任委員・代議員に関する選挙は、本規則に定めるところによる。

第 2 条 選挙の執行に関しては、選挙管理委員会（以下「選管」という）が管理する。

第 3 条 選挙権の行使は、理由の如何を問わず、委任を認めない。

(選挙管理委員会)

第 4 条 選挙に関する事務は、選管が管理する。

第 5 条 選挙管理委員（以下「選管委員」という）は、代議員会において若干名を選出し会長が任命する。

2 選管委員の任期は 2 年とする。補欠により就任した選管委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 選管委員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

第 6 条 選管委員の互選により、選管に委員長を置く。

2 委員長は、選管を代表し会務を総理する。

第 7 条 本会の役員（会則第 16 条による役員をいう）・代議員は、選管委員を兼ねることができない。

2 選管委員は、常任委員・代議員の候補者になることができない、又候補者の推薦人になることができない。

第 8 条 選管は、次の事務を行なう。

(1) 立候補者の資格審査

(2) 立候補者の受付及び辞退に関する事務

(3) 選挙に関する周知

(4) 選出する定数、選挙日、立候補の締切等選挙に必要なものの告示

(5) 投票及び開票の事務

(6) その他選挙に関する事務

第 9 条 前条第 4 号告示は、選挙の日の 20 日前までに行なう。

(選挙権及び被選挙権)

第 10 条 代議員は、常任委員の選挙権を有する。

2 入会后、選挙の日において60日を経過する会員（本規則でいう「会員」とは、会則第4条による会員の内、特別会員及び正会員をいう）は、代議員の選挙権を有する。

3 入会后、選挙の日において3年を経過する会員は常任委員の、2年を経過する会員は代議員の被選挙権を有する。

4 本条1,2,3各項に示す権利を行使しようとする会員は、当該年度の会費を納入していなければならない。

(選挙人名簿)

第 11 条 選挙日の2ヶ月前現在の会費納入会員の名簿をもって選挙権者名簿とする。

2 会員は、前項の名簿を閲覧することができる。

3 閲覧期間は、選挙告示の日から10日間とする。

(選挙の方法)

第 12 条 選挙は1人1票の投票により行なう。

2 投票は定数以下連記無記名とする。

3 投票は選管の指示に従い、郵便投票も採用することができる。

(常任委員及び予備常任委員の数、推薦常任委員)

第 13 条 本規則により選出する常任委員の数は、会員60名当たり1名として小数点以下を切り捨てた数とする。

2 予備常任委員は、常任委員選挙における次点者をあてるものとする。

3 常任委員に欠員が生じたときは、予備常任委員を繰上げる。

4 予備常任委員なきときは、欠員のままとする。

5 J S A F 外洋東海からの日本セーリング連盟水域推薦理事・選挙理事・評議員は常任委員とする。

(代議員及び予備代議員の数)

第 14 条 代議員の数は、会員30名当たり1名として、小数点以下を切り捨てた数とする。

2 予備代議員は、代議員選挙における次点者をあてるものとする。

3 代議員に欠員が生じたときは、予備代議員を繰上げる。

4 予備代議員なきときは、欠員のままとする。

(当選の決定)

- 第 15 条 選挙は有効投票の多数を得た者をもって当選者とする。
- 第 16 条 投票の効力に関する事項は、選管の合議により決定する。
- 第 17 条 開票は投票終了後直ちに行なう。
- 第 18 条 候補者が定数を超えない場合は、投票の手続きによらないで、その候補者を当選者とすることができる。
- 第 19 条 選管は選挙終了後 1 週間以内に、選挙の結果を会長に報告しなければならない。
2 会長は前項の報告に基づき、当選者に当選通知書を発行するとともに、決定した常任委員・代議員名を、会員に通知しなければならない。
- 第 20 条 投票された票は、選管において当該当選者の任期中これを保存する。

(立候補等の方法)

- 第 21 条 立候補は、次の内容を具備した書面を、第 8 条第 4 号の告示の日より選挙の日の 10 日前までに選管に届け出なければならない。
(1)立候補者氏名（自筆）捺印
(2)生年月日及び現住所
(3)所属するフリースの名称
(4)立候補者の略歴
(5)届出年月日
(6)常任委員立候補者には 5 名の推薦者の署名捺印
- 第 22 条 選管は立候補締切り後、速やかに候補者名簿を選挙人に送付する等、周知しなければならない。

((財)日本セーリング連盟 理事・評議員 選挙)

- 第 23 条 (財)日本セーリング連盟の理事・評議員選挙に関わる方法ならびに手続きは、(財)日本セーリング連盟に従う。

施行	平成 11 年	2 月	19 日
改正	平成 12 年	2 月	17 日
改正	平成 15 年	2 月	27 日
改正	平成 17 年	2 月	23 日
改正	平成 20 年	2 月	20 日
改正	平成 28 年	2 月	24 日